

2 南長第 3 7 4 号
令和 2 年 10 月 29 日

認知症対応型共同生活介護事業所 代表者 様

南国市長寿支援課長
(公 印 省 略)

認知症対応型共同生活介護の医療連携体制加算における
事業所が行うべき具体的なサービスに関する取扱い

標記の件につきまして、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 96 号）に適合するものとして、南国市長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算を算定することができるものとされておりますが、このたび、下記の通り、当該加算の事業所が行う具体的なサービスに関する取扱いについて整理しましたので、算定に際しては十分にご留意いただきますようお願いいたします。

第 1 医療連携体制加算の趣旨

医療連携体制加算は、「環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して認知症対応型共同生活介護事業所（以下、事業所という。）で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するもの」とされている。厚生労働省通知に事業所が行うべき具体的なサービスとして示されている利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整、看取りに関する指針の整備等の業務を行うための必要な看護師の勤務時間は、事業所の責任において確保すべきものである。

第 2 事業所が行うべき具体的なサービスに関する取り扱い

- (1) 日常的な健康管理は、看護師が事業所内で実施することとし、最低でも週に 1 回（1 回当たりの勤務時間数は、入居者の状況等を勘案し、必要な時間数の勤務を確保すること。）の頻度が必要であるものとする。
- (2) 利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整、看取りに関する指針の整備等の看護師による業務に係る具体的な記録を整備するものとする。